平成２１年（フ）第１２３号
山口県下松市大字末武上1916番地１　ルネッサンス花岡Ａ102、住民票上の住所山口県下松市大字末武上1916番地１
債務者　万治　　誠
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成21年８月20日午前11時
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第５８９号
東京都多摩市南野３丁目２番地の25ダイアパレス多摩センター104
債務者　矢野　恵子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第６３７号
東京都町田市小山町633番地クレールコート弐番館101
債務者　石井ヨシ子
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第５０１号
東京都八王子市子安町３丁目33番20号コーポサザンカ103号
債務者　石井　　睦
1　決定年月日時　平成21年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成１９年（フ）第２２９９５号
東京都目黒区青葉台１丁目28―２―302
破産者　佐山惠太郎
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１２０３３号
神奈川県横浜市青葉区美しが丘西２丁目20―23
破産者　森　　雅子
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２００８５号
富山県高岡市内免４丁目６番38号
破産者　有限会社プリズム
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２０８２４号
東京都江東区東陽３丁目28―９―1006
破産者　伊藤　泰男
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２０９０８号
東京都葛飾区高砂１丁目18―19―103、開始決定時の住所東京都葛飾区東四つ木３丁目６―１―203
破産者　渡辺　　充
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２０９４０号
千葉県習志野市谷津３丁目１―41―815
破産者　古屋　健吾
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２０９９０号
東京都中央区銀座７丁目12番６号
破産者　有限会社東京ティファニー
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２２００５号
東京都江戸川区南葛西２丁目23―８―305
破産者　今野　克巳
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２２６２８号
埼玉県川口市原町８―２―304、開始決定時の住所埼玉県川口市飯塚１丁目９―13―102
破産者　植木　文則
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２２６９５号
神奈川県川崎市多摩区菅６丁目14―３―109
破産者　水越　秀明
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２２７６９号
神奈川県横浜市青葉区若草台14―64
破産者　和田　敏昭
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２３０４５号
東京都清瀬市中里２丁目642―20
破産者　小泉　文男
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１９号
千葉県佐倉市藤治台28―13、開始決定時の住所千葉県佐倉市宮前３丁目33―10
破産者　住谷　正光
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５３号
東京都北区岩淵町40―３―1102　モア・クレスト赤羽１番館
破産者　古澤　　保
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１３５号
東京都調布市染地３丁目１―109　多摩川住宅ロ６―205
破産者　宍戸　祐二
1　決定年月日　平成21年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部